

## 行田市観光地域づくり法人設立準備委員会設置要綱

### (設置)

第1条 魅力ある地域資源を活かし、地域の稼ぐ力を引き出すまちづくりのため、行田市観光地域づくり法人（以下「DMO」という。）の設立について必要事項を協議決定する行田市観光地域づくり法人設立準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) DMOの設立に伴う組織、運営、活動方針その他必要事項を定めること。
- (2) その他、委員会で必要と認めた事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 観光関連事業者・団体
- (2) 金融機関の職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、会長が特に必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、DMOが設立されるまでの期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会は委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初にかかれる会議については、会長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

4 委員長は必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行田市観光協会において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月8日から施行する。